



事 務 連 絡  
令 和 6 年 3 月 18 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中  
地方厚生（支）局麻薬取締部（支所） 御中

厚生労働省医薬局  
監視指導・麻薬対策課

自衛隊の部隊等における医療用麻薬に関する管理について（回答）

標記について、別添のとおり防衛省人事教育局衛生官宛てに通知したので、  
お知らせします。

医薬監麻発 0318 第 6 号  
令和 6 年 3 月 18 日

防衛省人事教育局衛生官 殿

厚生労働省医薬局  
監視指導・麻薬対策課長  
( 公 印 省 略 )

自衛隊の部隊等における医療用麻薬に関する管理について (回答)

麻薬及び向精神薬取締法 (昭和 28 年法律第 14 号) 及び自衛隊法 (昭和 29 年法律第 165 号) の規定に基づき、自衛隊法第 115 条の 3 第 1 項に規定する麻薬及び向精神薬取締法等の特例につき、自衛隊の部隊又は補給処のうち政令で定めるものが譲り受け、及び所持する医療用麻薬を管理するために必要な事項を別添のとおり定めることについて、下記のとおり回答する。

記

貴見のとおり定めて差し支えない。

以上

防人衛第5675号  
令和6年3月14日

厚生労働省医薬局  
監視指導・麻薬対策課長 殿

防衛省人事教育局衛生官  
(公 印 省 略)

自衛隊の部隊等における医療用麻薬に関する管理について（照会）

麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）の規定に基づき、自衛隊法第115条の3第1項に規定する麻薬及び向精神薬取締法等の特例につき、自衛隊の部隊又は補給処のうち政令で定めるものが譲り受け、及び所持する医療用麻薬を管理するために必要な事項を別添のとおり定めることについて、貴職の見解を伺いたい。

添付書類：自衛隊の部隊等における医療用麻薬に関する管理要領（案）

## 自衛隊の部隊等における医療用麻薬に関する管理要領（案）

### 第1 目的

本管理要領は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第115条の3の規定に基づき、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第159条<sup>①</sup>定められた部隊又は補給処（以下「部隊等」という。）が医療用麻薬を譲り受け、譲り渡し及び所持した際、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「麻向法」という。）の規定に基づく麻薬の管理を実施するために必要な事項を定めるものである。

なお、医療用麻薬の管理に関して必要な事項については、本管理要領に定める事項のほか、麻向法第2条第22号に規定する麻薬診療施設に係る関連通知（「病院・診療所における麻薬管理マニュアル」（平成23年薬食監麻発0415第2号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知）等）も参考にすることとする。

### 第2 用語の定義

本管理要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### 1 医療用麻薬

医療用麻薬とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に掲げる医薬品であり、かつ、麻向法第2条第1号に掲げる麻薬である物をいう。

#### 2 麻薬施用者

麻薬施用者とは、自衛隊法第115条の3第2項<sup>②</sup>の規定により麻薬施用者とみなされた隊員をいう。

#### 3 麻薬施用補助者

麻薬施用補助者とは、緊急救命行為に関する訓令（平成28年10月7日付け防衛省訓令第60号）第2条第2号に規定する第一線救護衛生員であつて、麻薬施用者の直接の指示・監督の下で医療用麻薬の施用の補助を行うとともに、同訓令第4条の規定に基づき審議された緊急救命行為実施要領に従い、緊急救命行為として医療用麻薬を施用する者をいう。

#### 4 麻薬管理者

麻薬管理者とは、自衛隊法第115条の3第1項<sup>③</sup>の規定により麻薬管理者

とみなされた隊員をいう。

#### 5 麻薬管理補助者

麻薬管理補助者とは、麻薬管理者以外の医師、歯科医師、薬剤師、看護師又は准看護師免許を有する自衛官であって、麻薬管理者の指示・監督の下で、麻薬管理者の業務を補助する隊員をいう。

### 第3 麻薬を譲り受け、又は所持した部隊等の麻向法上の位置づけ

自衛隊法第115条の3第1項の規定に基づき、部隊等が麻薬を譲り受け、又は所持した場合における麻向法の規定の適用については、自衛隊法第115条の3第1項後段に規定するもののほか、当該部隊等は、麻薬業務所及び麻薬診療施設と、当該部隊の長又は補給処の処長（以下「当該部隊等の長」とする。）は、麻薬診療施設の開設者とみなされる。

### 第4 麻薬を所持した場合等の都道府県知事への通知

- 1 自衛隊法第115条の3第1項の規定に基づき部隊等が医療用麻薬を所持したときには、速やかに、当該部隊等の長は、当該部隊等が医療用麻薬を所持している旨及び自らが麻薬管理者としてみなされている旨を別紙1の様式により当該部隊等が所在する都道府県の知事に通知すること。
- 2 前号で届け出た麻薬管理者とみなされている者に変更があったときは、速やかに、別紙2の様式により当該部隊等が所在する都道府県の知事に通知すること。
- 3 当該部隊等の長は、医療用麻薬を所持しなくなったときは、速やかに、当該部隊等が医療用麻薬を所持しなくなった旨及び自らが麻薬管理者としてみなされなくなった旨を別紙3の様式により都道府県の知事に通知すること。
- 4 第4第1号から第3号に基づく通知を行った場合、その通知の写しを幕僚長を通じて防衛大臣に送付すること。

### 第5 麻薬の管理、保管

- 1 麻薬管理者及び麻薬管理補助者は、麻向法第34条の規定に基づき、当該部隊等が所持する医療用麻薬を、その部隊等の内で保管しなければならない。

また、その保管方法は、麻薬以外の医薬品と区別し、鍵をかけた堅固な設備内に貯蔵して行わなければならない。

ただし、自衛隊法第76条第1項の規定により出動を命ぜられた部隊（以下「出動部隊」という。）が当該出動に際し、医療用麻薬を持ち出す必要があるときは、常に紛失、盗難及び破損防止に努めた上で、当該医療用麻薬を鍵のかかる金庫又は医療のう等により保管することができる。

2 麻薬管理者及び麻薬管理補助者は、麻向法第39条第1項の規定に基づき、その部隊等に帳簿（以下「麻薬管理簿」という。）を備え、当該部隊等の所持する医療用麻薬の受払いについて、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- ① 当該部隊等が譲り受けた麻薬の品名及び数量並びにその年月日
- ② 当該部隊等が廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日
- ③ 当該部隊等が譲り渡した麻薬（施用のため交付したコデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。）の品名及び数量並びにその年月日
- ④ 当該部隊等で施用した麻薬（コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。）の品名及び数量並びにその年月日
- ⑤ 麻薬事故届を提出した場合は、届け出た麻薬の品名及び数量並びに事故年月日（届出年月日については備考欄に記載）

3 前号の麻薬管理簿は、麻向法第39条第3項の規定に基づき、第3により麻薬診療施設の開設者とみなされる当該部隊等の長が、最終の記載の日（出動部隊においては、当該部隊に撤収が命ぜられた日又は最終の記載の日のいずれか遅い日）から2年間保存しなければならない。また、麻薬を所持しなくなり、開設者とみなされなくなった場合であっても、当該部隊等の長は引き続きこれを期限まで保存しなければならない。

なお、部隊編成の変更等の理由で麻薬管理簿を保存する者が変更となる場合、当該麻薬管理簿を上級部隊等の長に引き継ぐこととし、期限まで保存できるよう措置を行うこと。

4 部隊等において、使用期限の超過や施用前の容器破損等によって使用できない医療用麻薬が生じて廃棄するときは、麻向法第29条の規定に基づき、医療用麻薬の品名及び数量並びに廃棄の方法をあらかじめ都道府県知事に届け出た上で、当該職員の立会いの下に廃棄しなければならない。

なお、出動部隊における麻向法第29条の規定に基づく廃棄については、

あらかじめ都道府県知事に届け出た上で廃棄することが困難なことから、麻薬管理補助者の立ち合いの下に、麻薬を回収することが困難な方法により廃棄を行った上で、当該部隊に撤収が命ぜられた後、速やかに、当該出動部隊で廃棄した医療用麻薬の品名及び数量並びに廃棄の方法を都道府県知事に届け出を行うこと。

- 5 部隊等において、①注射剤及び坐剤である医療用麻薬を施用した際に一部残った薬剤、②施用が開始された口腔粘膜吸収型の医療用麻薬であって施用を継続する必要がなくなる等して施用が中止された薬剤、③施用中の汚損等によって使用できなくなった医療用麻薬を廃棄するときは、麻薬管理補助者の立ち合いの下に、麻薬を回収することが困難な方法により行わなければならない。
  
- 6 麻薬管理者は、その所有し、又は管理する医療用麻薬につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故（以下「麻薬事故」という。）が生じたときは、麻薬法第35条第1項の規定に基づき、その麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を、速やかに都道府県知事に届け出なければならない。

なお、出動部隊における当該届出については、当該部隊に撤収が命ぜられた後に速やかに行うものとする。

また、その届の写しを幕僚長を通じて防衛大臣に送付すること。
  
- 7 麻薬管理者は、麻薬法第48条の規定に基づき、毎年11月30日までに、次に掲げる事項を、都道府県知事に対して届け出なければならない。

なお、当該日に現に自衛隊法第76条第1項の規定により出動を命ぜられている部隊については、当該部隊に撤収が命ぜられた後に行うものとする。

また、その届の写しを幕僚長を通じて防衛大臣に送付すること。

  - ① 前年の10月1日に当該部隊等が所有した医療用麻薬の品名及び数量
  - ② 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に当該部隊等が譲り受けた医療用麻薬及び当該部隊等で施用（麻薬施用補助者が緊急救命行為として施用することを含む。）し、若しくは施用のため交付した医療用麻薬の品名並びに数量
  - ③ その年の9月30日に当該部隊等が所有した医療用麻薬の品名及び数量

- 8 部隊等において、所持不要となった医療用麻薬については、当該医療用麻薬を補給処の処長又は衛生器材の補給の業務を行う部隊の長に引き継ぎ、集約することとし、当該医療用麻薬が適切に管理できるよう措置を行うこと。

なお、部隊等間での麻薬の譲渡については、第7各号の規定に基づき行うこと。

## 第6 施用・交付・返納等

- 1 麻薬施用者又は麻薬施用補助者は、麻向法第41条の規定に基づき、部隊等において医療用麻薬を施用し、又は施用のために交付（以下「施用等」という。）したときは、診療録に、患者の氏名、所属、認識番号、病名、主要症状、施用等した医療用麻薬の品名及び数量並びに施用等年月日を記載しなければならない。

なお、麻薬施用補助者が診療録に記載した場合は、麻薬施用者の確認を受けることとするが、麻薬施用者の確認を受けることができない場合は、当該診療録を患者と共に後送できるよう措置を行い、医療用麻薬の施用状況を後送先の病院等で確認できるようにすること。

- 2 麻薬施用者又は麻薬施用補助者は、施用等した医療用麻薬の品名及び数量並びにその年月日を、麻薬管理者又は麻薬管理補助者に報告しなければならない。麻薬管理者又は麻薬管理補助者は、施用等された医療用麻薬の品名及び数量並びにその年月日を麻薬管理簿に記載しなければならない。

なお、麻薬管理補助者が記載した場合には、麻薬管理者の確認を受けることとする。

- 3 麻薬施用者が、当該部隊等が任務遂行中の隊員に対して医療を行うため臨時に開設する施設（以下「臨時医療施設」という。）外に医療用麻薬を持ち出すときは、その医療用麻薬の量は必要最小限度とする。

- 4 麻薬管理者及び麻薬管理補助者は、臨時医療施設外で隊員が負傷した際に緊急救命行為として医療用麻薬の投与が必要になり得ると認めたととき、当該部隊等の麻薬施用補助者に対して、緊急救命行為用途の必要最小限度の医療用麻薬を引き渡すものとする。

- 5 麻薬施用者及び麻薬施用補助者は、医療用麻薬を臨時医療施設外に持ち出すときは、その医療用麻薬を医療のう等により自ら確実に保管し、常に



紛失、盗難及び破損の防止に努めるものとする。

- 6 麻薬施用補助者は、麻薬施用者の直接の指示・監督の下で医療用麻薬の施用の補助を行うとき又は緊急救命行為として医療用麻薬の施用の必要性が認められるときを除き、医療用麻薬を投与してはならない。
- 7 麻薬施用補助者は、緊急救命行為として施用した医療用麻薬の種類毎に、その投与量を診療録に記載しなければならない。
- 8 麻薬施用者及び麻薬施用補助者は、臨時医療施設への帰還後、臨時医療施設外に持ち出した医療用麻薬を、①施用しなかったもの、②施用残液のある容器、③空容器のいずれかに分類の上、麻薬管理者又は麻薬管理補助者へ速やかに返納することとし、麻薬施用者及び麻薬施用補助者が引き続き医療のう等で自ら保管してはならない。

また、麻薬施用者及び麻薬施用補助者は、これらの医療用麻薬を臨時医療施設へ持ち帰ることができなかったときは、その理由を含めて麻薬管理者又は麻薬管理補助者に報告すること。この場合、麻薬事故に該当するときには、当該報告を受けた麻薬管理者又は麻薬管理補助者は第5第6号の規定に基づく対応を行わなければならない。

## 第7 部隊等間での麻薬の譲渡

- 1 部隊等が所持する医療用麻薬を部隊等間で譲り渡す場合、医療用麻薬の譲り渡しを実施する当該部隊等の長は、麻向法第24条第10項の規定に基づき、あらかじめ厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

ただし、事態対処への緊急性により譲渡する麻薬の数量等の確認に時間を要するなど、事前に申請を行うことが困難な場合は当該部隊に撤収が命ぜられた後に申請を行うことで差し支えない。
- 2 前号の麻薬譲渡許可申請については、部隊等が所在する都道府県を管轄する厚生労働省地方厚生局麻薬取締部に行うものとする。

## 第8 外国の軍隊に対する麻薬の譲渡

部隊等が自衛隊法第115条の3第3項の規定に基づき、外国の軍隊に対し麻薬を譲り渡した場合は、「自衛隊法第115条の3第3項の規定による麻薬等の譲渡し及び報告について（通達）」（防人衛（事）第160号。令和4年4月20日。）の規定に基づき、次に掲げる事項を防衛大臣に報告しなければならない。

- ① 譲り渡しの相手方の国名及び部隊等の名称
- ② 譲り渡した麻薬の品名及び数量、容器1個当たりの麻薬の量及びその容器の数並びに譲り渡しの年月日

#### 第9 委任規定

各自衛隊における本管理要領の実施に必要な細部事項は、各幕僚長が定めることができる。

(別紙1)

麻薬所持開始通知

都道府県知事 殿

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第115条の3第1項の規定に基づき、下記の部隊（又は補給処）が麻薬を所持し、その部隊（又は補給処）の長が麻薬管理者としてみなされていますので、通知します。

記

部隊又は補給処の所在地	
部隊又は補給処の名称	
麻薬管理者としてみなされた者（部隊又は補給処の長）	
部隊又は補給処が麻薬を譲り受け、所持をはじめた年月日	

年 月 日

部隊等の所在地

部隊等の名称

部隊等の長の氏名

〇〇 〇〇

(別紙2)

麻薬管理者とみなされている者の変更通知

都道府県知事 殿

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第115条の3第1項の規定に基づき、麻薬管理者としてみなされている者が変更となりましたので、通知します。

記

	変更前	変更後
部隊又は補給処の所在地		
部隊又は補給処の名称		
麻薬管理者としてみなされた者（部隊又は補給処の長）		
上記の者が麻薬管理者としてみなされた年月日		
部隊又は補給処が麻薬を譲り受け、所持をはじめた年月日		

年 月 日

部隊等の所在地

部隊等の名称

部隊等の長の氏名

〇〇 〇〇

(別紙3)

麻薬所持終了通知

都道府県知事 殿

下記の部隊（又は補給処）は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第115条の3第1項の規定に基づく麻薬の所持を行わず、その部隊（又は補給処）の長は麻薬管理者としてみなされなくなりましたので、通知します。

記

部隊又は補給処の所在地	
部隊又は補給処の名称	
麻薬管理者としてみなされなくなった者（部隊又は補給処の長）	
部隊又は補給処が麻薬を所持しなくなった年月日	

年 月 日

部隊等の所在地

部隊等の名称

部隊等の長の氏名

〇〇 〇〇